

令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の 自主点検レポート

令和6年6月

令和6年能登半島地震に係る検証チーム

目次

1. 今回の点検作業について		
（１）はじめに	1	
（２）点検の進め方	2	
（３）災害対応の改善に向けて	2	
2. 令和 6 年能登半島地震の特徴・課題及びこれらを踏まえた有効な新技術・方策		
（１）被災地等の特徴	4	
①地理的特徴		
②社会的特徴		
③季節的特徴		
（２）被災地等の特徴による被害の特徴	5	
（３）半島特性などによる災害対応上の課題等	5	
①被災地の状況把握の困難性		
②被災地への進入・活動の困難性		
③過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在		
④被災地支援活動拠点の確保困難性		
⑤積雪寒冷対策の必要性		
⑥インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響		
（４）今後の初動対応・応急対策を強化する措置等	6	
3. 政府の主な体制・対応		
（１）非常災害対策本部	8	
（２）非常災害現地対策本部	8	
（３）市町へのリエゾン・応援職員	8	
（４）被災者生活・生業再建支援チーム	8	
（５）復旧・復興支援本部	9	
4. 能登半島地震の特徴を踏まえた教訓と今後の災害対応		
（１）被災地の情報収集及び進入方策	12	
（２）自治体支援	16	
（３）避難所運営	20	
①開設・運営		
②生活環境・福祉		
③２次避難		
（４）物資調達・輸送	36	
①物資調達		
②輸送		
③物資拠点の運営		
④体制・システム等		
（５）横断的事項等	42	
5. 災害対応の更なる強化に向けて		47
別添資料 令和 6 年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について		

1. 今回の点検作業について

(1) はじめに

令和6年1月1日16時10分、マグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測した。また、石川県能登地域に大津波警報が、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報が発表され、石川県珠洲市や能登町では高さ4m以上（推定）の津波が襲来した。

能登地域を中心に地震により多数の家屋が倒壊したほか、火災により多くの家屋が焼失し、260名（6月4日現在）の尊い命が失われた。また、津波による浸水、海岸の隆起、土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、停電や断水など甚大な被害が発生するとともに、石川県、富山県、新潟県の広い範囲で液状化による被害が発生した。

政府では、発災後直ちに緊急参集チームが招集され、総理指示のもと各省庁連携して初動対応に当たるとともに、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を当日中に設置し、救命救助や捜索、インフラやライフラインの復旧、被災者支援に政府一体となって全力で取り組んできた。

能登半島地震は、三方を海に囲まれた、山がちな半島という地理的な制約がある中で、大規模な土砂崩壊や道路の寸断、断水の長期化など、これまでの災害と比しても困難な状況があったが、ヘリや艦船などによる空や海からのアクセス、海岸から重機を上陸させての道路啓開、ドローンや特殊車両、衛星通信や可搬式浄水施設といった新技術の活用などにより、被災地・被災者の支援を強力に進めてきた。

地震発生から5か月を経過した今もなお多くの被災者が不便な生活を余儀なくされており、現在も復旧・復興に向けた支援に全力で取り組んでいるところであるが、被災地では復旧・復興に従事する関係者の懸命なご努力のもと、断水が多くの地域で解消されるとともに、仮設住宅の建設などの住まいの確保、生活や生業の再生に向けた取組が進められており、本格的な復旧・復興に向けてこうした動きをさらに加速させていく。

本レポートは、発生直後から被災地や各府省庁において初動対応に当たった職員が参画する「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」での議論を通じて、今般の能登半島地震に係る対応の点検結果と、各職員の生々しい実務経験から得た知見をまとめたものである。災害対策は、その経験や教訓を踏まえ不断に見直していくことが必要であり、これらの職員が被災地での実務を通じて、経験したこと、感じたことを、今後の災害対応に活かしていくことは、自然災害が多発する我が国にとって不可欠なことである。

取りまとめに当たっては、評価し得る事項や改善すべき事項を整理した上で、こ

の点検作業を踏まえ、速やかに措置すべきもの、さらなる検討を行って必要な制度改正を行うもの等については、事項ごとに、その見直しの方向性を枠組みで明示することとした。

さらなる検討が必要とした事項については、内閣府（防災担当）が設置予定の自治体、有識者等の参画を得て災害対応を総合的に検討するワーキンググループ（以下「WG」という。）に引き継ぐことで、さらに検討を深化する。

加えて、令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等について取りまとめた。レポート中に記述している方策や新技術等も一部にあるが、詳細については別添資料にまとめた。今後、これらの新技術等の活用に向け、関係省庁による実装に向けた検討、カタログ化による自治体等での活用促進、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていく。

（２）点検の進め方

点検を進めるに当たっては、令和6年能登半島地震の特徴である、半島という地理的制約、厳冬期という季節的制約、人口減少・高齢化の割合が極めて高いエリアという社会的制約の中で、これまでの災害対応と比較しても困難な状況があったこと等に留意して点検作業を行った。こうした令和6年能登半島地震の特徴や課題についてレポートにまとめた。

また、点検の対象とする災害応急対応として、「令和6年能登半島地震被災者生活・生業再建支援チーム」を立ち上げて各府省庁が連携して対応した自治体支援、避難所運営及び物資調達・輸送の3分野のほか、これらの分野以外も含め、今般の初動対応・応急対策に大きく貢献したスタートアップ等の新たな技術や有効であった方策にも焦点を当てて、点検作業を行った。

具体的な作業としては、

- ・分野ごとの取組の概要
- ・現行の防災マニュアルにおける規定内容
- ・本府省庁、現地対策本部で対応した幹部職員からの報告
- ・実務に当たった職員からの報告レポート

を素材として、評価すべき事項、改善すべき事項を抽出した。

（３）災害対応の改善に向けて

我が国の災害対応は、災害の度にその教訓を踏まえて進化させてきた。例えば、

熊本地震においては、被災により行政機能が著しく低下した市町村において災害業務のマネジメントの早期回復が課題となったほか、応援職員が様々なスキームによって派遣されたが全体像を共有する仕組みがなかったため、応援職員の役割分担の決定や追加派遣要請等に関する調整に時間がかかった。こうした課題に対し、「平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証チーム」や「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」等における検討を経て、応急対策職員派遣制度が整備され、今般の能登半島地震において、迅速な災害マネジメント支援や大規模な対口支援の実現につながったところである。

本レポートの役割は、現在も復旧等に向けた取組が行われている被災地を含め、今後、起こり得る大災害も想定し、災害対応を更にバージョンアップさせることにある。次の大災害は明日起こるかも知れない。ここで取り上げた事項について、見直しの方向性に沿って、必要な法改正も念頭に速やかに具体化していく。

なお、今回の点検は、発災から間もない時期であったことから政府内のみで行っており、本レポートは国の職員側のみから見たものである。今後、WGにおいては、様々な立場の関係者の参画を得てより幅広く多面的な議論を行うことによって、今般得られた知見を今後の災害の場合にどのように応用していけるのかなど、今回の点検結果を普遍化するための検討を行っていく。

2. 令和6年能登半島地震の特徴・課題及びこれらを踏まえた有効な新技術・方策

(1) 被災地等の特徴

①地理的特徴

能登半島の地形の特徴は以下のとおりである。¹

- ・本州中央部の日本海側に位置し、圏域面積は 2,404k m²で、日本海側最大の半島である。
- ・半島先端部（石川県珠洲市）は、金沢市から直線距離で約 110km（道路距離で約 140km）、また富山市からは富山湾を隔てて直線距離で約 80km（道路距離で約 160km）となっている。
- ・能登地域の地形は、準平原（半島北部に連なるなだらかな丘陵地帯）、邑知潟低地帯（半島中央部に羽咋市から七尾市にかけて存する帯状の低地域）及び宝達山（標高 637m）を中心とする低い山地（傾斜地）からなり、地域内には多数の段丘が散在し、標高 100m以下の土地は、50.6%を占めているが、傾斜が3%未満の土地は 14.2%に過ぎず、低平地は非常に乏しい。
- ・全体として半島の東北東から西南西を軸として富山湾側に傾いている背斜構造をなしており、このため能登半島の西北に位置する地帯は、標高 100mから 400mの山地形で急峻な海食崖を形作り、東南側海岸線は穏やかな地形を形成している。

②社会的特徴

今般の地震による被害が特に大きかった震度6強以上を観測した市町（輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町、能登町、志賀町）について見ると、以下の社会的特徴がある。

- ・全ての市町が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域（一部過疎を含む。）となっているほか、可住地面積割合は約 28%²であり、全国の可住地面積割合 33%³に比して低くなっている。
- ・高齢化率⁴は約 44%となり、全国の高齢化率約 29%と比して高齢化が進展している。
- ・住宅の耐震化率⁵は、珠洲市において 51%、輪島市において 42%と、いずれも全国値の 87%に比して、耐震化が進んでいない。

¹ 石川県及び富山県が作成した能登地域半島振興計画（平成 28 年 2 月 23 日）による

² 「統計でみる市区町村のすがた 2023（総務省統計局）」をもとに内閣府算出
可住地面積：総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの

³ 「統計でみる都道府県のすがた 2024（総務省統計局）」による

⁴ 令和 2 年国勢調査（総務省統計局）による

⁵ 各自治体ホームページによる

- ・緊急輸送道路と市町界の交点が10箇所と、アクセスルートが限られている。

③季節的特徴

最大震度7を観測した石川県能登地方の地震は、令和6年1月1日16時10分に発生した。元日の夕刻であり、被災者には年末年始の帰省者も見られた。また、発生以降、最低気温が氷点下となる日も見られるなど、厳冬期の災害であった。

(2) 被災地等の特徴による被害の特徴

令和6年能登半島地震による被害の特徴として、以下のものが挙げられる。

- ・家屋の全壊が8,424棟、半壊が20,461棟、一部破損が96,826棟⁶となるなど、多数の住家被害が発生した。また、震源から離れた地域においても液状化による住家被害が多く発生した。
- ・本地震発生直後に、輪島市朝市通り周辺において大規模な火災が発生し、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡に及ぶ被害が発生した。
- ・大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、最大で約3,300名が孤立するなど、孤立地域が広範囲にわたり多数発生した。
- ・能登半島北部6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、発災前と比較して最大約7割～8割のエリアで通信の支障が発生するなど、広範囲で通信が断絶した。
- ・上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。

(3) 半島特性などによる災害対応上の課題等

令和6年能登半島地震における災害対応の課題等として、以下のものが挙げられる。

①被災地の状況把握の困難性

- ・発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に困難があった。
- ・観測機器の被災により津波や河川水位の監視ができなくなる状況が生じたほか、河道閉塞の発生等による二次災害の危険が発生した。

②被災地への進入・活動の困難性

⁶ 6月4日14:00時点

- ・三方を海に囲まれた半島における山がちな地形等の制約から、被災地への進入経路が限られる中、大規模な土砂崩落などにより多くの道路が被災した。また、地震による地盤の隆起により、海路からの進入についても制約を受けた。その結果、通行可能な道路の把握、被災地支援人員の派遣、資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等に困難な状況が見られ、様々な対応が求められた。
- ・大津波警報が発表されている中での津波浸水想定区域内における消防活動や安全性の確認ができていない作業現場での復旧作業等が制限された。

③過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在

- ・高齢化が進んだ地域での災害であり、避難生活の長期化に伴い、高齢者等要支援者に対し医療的支援や福祉的支援が行われた。
- ・被災者の命と健康を守るため、ホテル・旅館等への2次避難を行った。
- ・地形的特徴も相まって、多数の孤立地域が発生した。

④被災地支援活動拠点の確保困難性

- ・宿泊施設等の地域資源が限定的であったことに加え、それら施設の多くが被災したことも重なり、支援者等の活動拠点の確保等が課題となった。
- ・発災当初は、金沢等の被災地から距離のある地域に拠点を置くこととなり、被災地までの移動に時間を要し、活動に制限が生じた。また、道路事情等によりボランティアの受け入れにも制限を設けることとなった。

⑤積雪寒冷対策の必要性

- ・厳寒期の避難生活を支えるため、寒さ対策として、プッシュ型支援により暖房器具や灯油等の燃料が届けられた。

⑥インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響

- ・断水や避難生活が長期化した。
- ・多様なニーズを踏まえた物資支援が行われたほか、過去の災害に比して長期にわたりプッシュ型の物資支援が行われた。
- ・被災者のニーズが多様化する中で、NPO やボランティア等によりきめ細かな支援が実施されるなど、被災者支援の充実が図られた。

(4) 今後の初動対応・応急対策を強化する措置等

以上のような令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題について、これらを乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認め

られる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等について取りまとめた。

また、新技術等については、別添資料のとおり取りまとめた。今後、これらの新技術や方策の活用に向け、「関係省庁による実装に向けた検討」、「カタログ化による自治体の活用促進」、「課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発」等を推進する。また、これらを災害時に有効に活用できるよう、平時からの利活用を推進する。

【令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策】

○災害応急対策の強化

- ・被災状況等の把握（ドローン、SAR衛星等）
- ・被災地進入策の強化
（小型軽量化等の特殊車両・資機材、民間の特殊走行技術等）
- ・被災地域での活動の円滑化（無人ロボット、施設操作の遠隔化・自動化等）
- ・支援者の活動環境の充実（エアーテント等）

○避難所等の生活環境の向上

- ・水・電力・通信の確保、保健・医療・福祉の充実
（水循環型シャワー、衛星インターネット、HAPS等）
- ・災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用
（トイレカー、トレーラーハウス、医療コンテナ等）
- ・地域の防犯対策の充実（防犯カメラ、ドローン等）
- ・情報の共有・一元化（各システムの充実、システム間の連携強化等）

3. 政府の主な体制・対応

(1) 非常災害対策本部

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方を震源とする地震が発生した。その直後に政府に特定災害対策本部が設置され、その後、現地から刻々と入ってくる被害の状況を踏まえ、同日、総理を本部長とする非常災害対策本部が設置された。非常災害対策本部会議は1月中に15回開催され、被災状況の把握、災害応急対策等に政府一体となって取り組んだ。

(2) 非常災害現地対策本部

発災当日に石川県庁内に内閣府副大臣を本部長とする非常災害現地対策本部が設置され、各府省庁から審議官級職員が派遣されるなど、最大時約300名（各府省庁リエゾンを含む。）の政府職員で組織され、被災者の救助や捜索、インフラやライフラインの復旧・復興、物資支援、避難生活などの被災者支援に当たってきた。対応に当たっては、4つのチームをテーマごとに編成し（インフラチーム、物資チーム、生活等支援チーム、なりわい再建チーム）、現場での課題に迅速に対応する体制を整えた。専門的な知識やスキルを持った職員が集まったことから、異なる組織間での情報共有、リソースの調整、シームレスな対応を心がけ、府省庁横断的な連携を図った。

(3) 市町へのリエゾン・応援職員

最大時約500名の政府職員がリエゾンや応援職員として6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）に派遣され、市町の現場情報を迅速に非常災害対策本部や非常災害現地対策本部へ伝達したほか、インフラ・ライフライン復旧や災害廃棄物処理等の様々な分野で自治体における災害対応業務を支援した。

また、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市（都道府県は域内市区町村を含む。）から対口支援チームの派遣が行われ、最大時約1,260名が避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援した。

被災地は宿泊施設が不足していたため、これらの職員は、庁舎の会議室や車中で睡眠をとるなど、過酷な環境のもとで災害対応業務に従事した。

(4) 被災者生活・生業再建支援チーム

被災者の生活や生業の再建を迅速かつ円滑に支援するため、内閣官房副長官を座長として各府省事務次官等を構成員とする被災者生活・生業再建支援チームが1月2日に設置された。生活・生業再建のための施策を各府省庁横断的に検討し、第15回非常災害対策本部会議において被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージを決定した。

（５）復旧・復興支援本部

能登半島地震からの復旧・復興を、関係省庁の緊密な連携のもと、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、総理を本部長とする令和６年能登半島地震復旧・復興支援本部が設置され、２月１日に第１回本部会議が開催された。５月までに６回開催され、復旧・復興の段階に合わせ、機動的・弾力的な財政支援（予備費第３弾及び第４弾、総計約２,５５６億円）を通じて、被災者の帰還と、被災地の再生に向けた取組を推進している。また、市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組むに当たって参考となるよう、被害の状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理した「復興まちづくりに当たっての参考資料」をとりまとめた。

以上のような体制を確保し、政府一体となって省庁横断的に災害対応を行っていくため、国土交通審議官を内閣官房・内閣府の併任とするなど、各省庁から計２４名を内閣府併任として、非常災害対策本部事務局・非常災害現地対策本部に配置したほか、各府省庁から審議官級を含む多くの職員が非常災害現地対策本部に派遣された（最大時約３００名）。

また、能登半島北部６市町に対しては、内閣府、総務省、消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省などからのリエゾンのほか、被災状況調査や被災建築物の応急危険度判定、道路啓開、土砂災害対策、輸送支援などに国土交通省の TEC-FORCE が最大時５５５名、農業施設復旧などに農林水産省の MAFF-SAT が最大時１５２名が派遣されるなど、宿泊状況が十分でないなど困難な状況の中で災害応急対策に取り組んだ。このほか、上下水道施設の復旧では、厚生労働省（水道整備・管理行政の移管前）、国土交通省、自治体、関係機関などと連携を図り、上下水道一体となった復旧支援を実施（水道関係者最大時６３０名、下水道関係者最大時４３０名）し、また、通信サービスの復旧に向けた官民連携した取組のため、最大時１,６５０名が活動に当たった。電力については、各地の電力会社等の応援も受け、１月末時点で停電が概ね復旧（侵入困難な箇所を除く。）するまで、連日１,０００人規模で対応に当たった。（その後は、北陸地域の電力会社等を中心に対応。）

以上の体制のもと、政府の主な対応は以下のように行われた。

< １月１日 >

- 16:11 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- 16:15 総理指示発出
- 16:45 災害派遣要請（石川県知事→陸自第１０師団長）
- 17:30 特定災害対策本部設置（本部長：防災担当大臣）

20:00 特定災害対策本部会議開催
20:00 古賀副大臣／内閣府調査チーム石川県庁に向け出発
22:40 非常災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）
23:22 古賀副大臣石川県庁到着／非常災害現地対策本部設置（本部長：古賀副大臣）
災害救助法を適用（新潟県、富山県、石川県、福井県で35市11町1村に適用）
<1月2日>
非常災害対策本部会議開催（1月25日までに本部会議を15回開催）
被災者生活再建支援チーム設置（以降、随時開催）
<1月6日>
石川県全域に被災者生活再建支援法を適用（その後、3月25日までに新潟県、富山県全域にも適用）
<1月9日>
予備費47.4億円の使用を閣議決定（プッシュ型物資支援関係）
<1月11日>
激甚災害（本激）の指定を閣議決定（同日公布・施行）
特定非常災害の指定を閣議決定（同日公布・施行）
<1月14日>
岸田総理大臣による能登半島地震に係る被災状況視察及び意見交換（石川県）
<1月19日>
大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定を閣議決定（同日公布・施行）
<1月25日>
第15回非常災害対策本部会議で被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージを決定
<1月26日>
予備費第2弾として1,553億円の使用を閣議決定（パッケージ関係）
<2月1日>
令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部設置（本部長：内閣総理大臣）（5月31日までに6回開催）
<2月16日>
令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第2回）開催
<2月24日>
岸田総理大臣による能登半島地震に係る被災状況視察及び車座対話（石川県）
<3月1日>
令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第3回）開催
予備費第3弾として1,167億円の使用を閣議決定（パッケージ関係）

< 3 月 22 日 >

令和 6 年能登半島地震復旧・復興支援本部（第 4 回）開催

< 4 月 23 日 >

令和 6 年能登半島地震復旧・復興支援本部（第 5 回）開催

予備費第 4 弾として 1,389 億円の使用を閣議決定（パッケージ関係）

< 5 月 31 日 >

令和 6 年能登半島地震復旧・復興支援本部（第 6 回）開催

4. 能登半島地震の特徴を踏まえた教訓と今後の災害対応

(1) 被災地の情報収集及び進入方策

発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に困難が見られた。また、半島における山がちな地形等の制約から、被災地への進入経路が限られる中、大規模な土砂崩落などにより多くの道路が被災したほか、地震による地盤の隆起により、海路からの進入についても制約を受け、被災地への進入に困難が見られた。

どのような環境においても、あらゆる手段を用いて早期に現地の被災状況を把握・共有し、また、陸のみならず海・空からも速やかに被災地へ進入し、必要な人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう、今般の災害対応を振り返り、対策を講ずる必要がある。

[政府等の対応の概要]

- ・発災直後から警察・消防・自衛隊・海上保安庁の航空機等による被災地の映像が危機管理センターに配信された。
- ・国土交通省では、JAXA との連携により、発災当日の夜間に人工衛星画像（SAR 画像）を撮影・解析し、大規模な土砂崩れのおそれがある箇所を抽出した。また、港湾周辺の人工衛星画像を入手し、被害状況の確認に活用した。内閣情報調査室では、加工処理を施した情報収集衛星画像の公表や各省庁等へ提供した。
- ・被災地への陸路が寸断されている中、緊急参集チームでの協議結果を踏まえ、自衛隊航空機で警察・消防の人員や資機材の輸送を行った。また、道路の寸断や港湾が被災する中、自衛隊エアクッション艇を活用し、海から重機や車両等の輸送を行った。
- ・警察、消防、自衛隊や国土交通省の TEC-FORCE 等の関係機関が被災地に入り、被害の把握に取り組んだ。また、発災直後から自衛隊等のヘリによる患者の輸送や救援物資の輸送、孤立住民の救助等が実施された。
- ・道路の復旧については、例えば、2 日から 3 日未明にかけて、自衛隊、国土交通省、建設業者の連携により、輪島に通じる県道 1 号の土砂や落石が除去され通行可能となるなど、発災直後から被災地域全域で 24 時間体制での啓開作業が行われた。

【情報の共有・一元化】

(被害情報の収集・集約・分析)

発災直後から、警察、消防、自衛隊、海上保安庁が救命・救助や物資等の輸送支援のため現地に入ったほか、道路啓開などインフラ復旧のため、多くの国の職

員が現地に入り、被災地の被害情報の収集・把握が進められたが、夕刻の発災であったため、被害状況の把握を夜間に行う必要が生じ、航空機等の映像からは建物倒壊等の個別の被害や被害の規模感を把握することに困難が伴った。

また、被災地に設置されている公共施設・庁舎管理用などの定点カメラ映像や民間が保有しホームページで公表されているカメラ映像等を状況把握に活用する余地がある。さらに、各省庁が首長等へのホットラインを通じて入手した被害情報や、各省庁で保有されていた映像・画像情報について、十分に集約・分析できなかった。

発災初期、被害情報が速やかに集まりづらいことを意識し、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、特に夜間においては、ヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するよう関係機関と共有する。

各省庁等が保有する各種定点カメラ映像をより活用するため、平時から設置位置やカメラの諸元等の情報を整理し、資料化する。

ホットラインを活用した首長等への連絡について、内閣官房から内閣府や国土交通省等に対して指示し、被害状況等に関する首長等の生の声の収集を行うよう連絡体制を整理する。

各省庁で収集した被害状況が分かる映像・画像情報（衛星画像含む。）について、今後の方針の決定に資するよう、危機管理センターにおいて集約・分析し、事案対処の進展に応じ、緊急参集チーム協議の場において共有するように徹底する。また、各省庁内や危機管理センターに情報が集約されるよう情報伝達体制を整理する。

被災地の被害情報・孤立情報など様々な情報を、各省庁が出先機関やリエゾン等から迅速に収集・集約するとともに関係者間で共有し、政府全体として一元的に被災地や被災者の支援、復旧・復興を推進していくため、防災担当組織の体制を強化する。

<内閣官房・内閣府・各省庁>

（交通状況の把握）

被災地の交通状況の把握のため、ETC2.0 可搬型路側機、可搬型トラカン、AI web カメラ等により交通量等のデータを収集し、HP等で道路の被災状況や通行可否、所要時間等を提供した。一方で、平時より交通量観測機等が設置されていない箇所や、被災（停電）により交通量を観測できない箇所があり、交通状況把握のためのデータが不足していた。

また、海上交通においては、みなとカメラや衛星画像、ドローン等により被災

状況等を把握し、提供した。一方でみなとカメラが設置されていない港湾については、迅速な被災状況の把握が困難な事例が見られた。

道路や交通に関するデータを収集可能な ITS スポットや可搬型路側機、AIweb カメラ等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討するとともに、衛星データや民間カーナビ情報も用いて交通状況の把握体制を強化する。

<国土交通省>

みなとカメラやドローン等により、港湾内の被災状況等をより迅速かつ効率的に把握することができるよう、被災状況の確認体制を構築する。

<国土交通省>

(情報の活用体制)

映像・画像情報（衛星画像含む。）等の分析、道路の寸断状況や孤立地域の情報の収集・分析などに時間を要した。

また、孤立地域の情報については、孤立集落の特定、集落の状況情報（人数、食料状況等）、インフラ・ライフラインの状況等について、関係省庁で連携して情報を収集し、共有した上で、道路啓開、インフラ・ライフライン復旧等の優先箇所の決定等に活用されたが、より効率的な情報の集約・共有の方策を追求していく必要がある。

より迅速で正確な情報把握につなげるため、発災初期に、特に重要な各個別事象を専門に対処する作業班を編成することができるよう、指示系統を含めた対処体制の構築を検討する。

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区における孤立時の状況把握などの対応について、自治体に対し、関係機関が連携して訓練を実施するよう促す。

<内閣官房・内閣府>

(情報共有システムの活用)

データ共有アプリやアンケートフォームといった情報管理・共有ツールの活用、位置情報とリンクした情報共有などの取組が見られたほか、SIP4D や物資調達・輸送調整等支援システムなど、様々なデジタル技術が災害対応に有効に機能した。ただし、発災当初は、各機関の担当者がシステムに不慣れなため、デジタル技術を十分に活用できない事例が見られた。

関係者間の情報共有について、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用し、各種被害情報等を位置情報と結びつけるとともに、避難所（自主避難所を含む。）や通行可能な道路等の現場の情報がリアルタイムで、国のみならず、地方公共団体等にも共有できる体制を構築するなど、防災DXにより、防災情報等の官民連携での有効活用について検討する。

<内閣府・デジタル庁・各省庁>

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の有用性を災害対応各機関に十分に周知し、発災時に本システムに情報を集約するという共通認識を醸成するとともに、効果的な研修や訓練等を通じた操作習熟・利活用の促進に取り組む。また、組織的に的確に対応方針の検討・判断・共有を行えるよう、デジタル利用を前提とした実践的な机上訓練（TTX）のメニューを策定した上で、効果的に実施する。

<内閣府>

【被災地への進入方策】

半島という地理的条件から被災地への進出経路が限られ、かつ、地震による道路の寸断、地盤の隆起や港湾の被災などにより、陸路や海路での人員等の速やかな進出が困難な状況となった。

そのような中、小型・軽量化された消防車両や資機材を人員とともに自衛隊輸送機等で輸送することにより、被災地への進入が行われたほか、道路の寸断が発生したり、港が使用できなかつたりする状況の中、海からのアプローチのため、自衛隊エアクッション艇を活用した重機・車両等の輸送が行われた。また、発災前から自衛隊輸送機に積載可能な消防車の確認・確定及び連携訓練を行っていたことにより、円滑に実施できた。

一方で、陸路以外での人員・資機材等の投入となったことから、持ち込むことができる資機材に制限が生じたほか、現地入り後の移動や活動に時間を要した。なお、道路の緊急復旧においても、被災地域の水道・電力・通信などの生活インフラ復旧に必要な重要箇所への進入路を確保するための調整などが行われた。

初動期に活動を行う防災関係機関における連携体制の構築の好事例も踏まえ、被災地でインフラ・ライフラインの復旧支援など各種活動に当たる関係機関においても、平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や搭載検証、連携訓練の実施など、関係機関の連携強化を図る。

具体的には、自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送について、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証が必要となるため、迅速かつ安全に車両・資機材の輸送ができるよう、あらかじめ関係省庁が連携した訓練等で輸送可否を確認する。

空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めるとともに、現地へ派遣する人員等の編成の検討を行う。

発災時に道路とインフラ・ライフラインの迅速な復旧を図るため、関係事業者と連携体制の整備・強化を図り、連携訓練などを実施する。

<内閣官房・警察庁・消防庁・国土交通省・防衛省>

(2) 自治体支援

大規模災害時には、被災自治体が行う災害応急対応等を支援するため、国や被災地外の自治体、事業者やNPO等の民間主体が迅速に被災地に入り、支援活動を行うが、今般の災害では、半島という地理的制約により進入・活動が困難、利用可能な宿泊施設が限定され活動拠点の確保が困難、被災による通信環境の悪化などの状況が見られ、被災地で応急対応を担ったあらゆる支援者の活動環境が厳しいものとなった。大規模災害発生時にこうした状況となり得るのは、決して能登半島に限ったものではない。被災地の交通アクセス、宿泊環境、通信環境等が厳しい中でも、できる限り迅速、円滑かつ安全に支援対応を行うため、今般の災害対応を振り返り、対策を講ずる必要がある。

[政府等の対応の概要]

- ・現地対策本部は、インフラ、物資、生活支援、なりわい再建に関する4つのチームを編成し、石川県庁と緊密に連携しながら、被災地からの情報集約を行うとともに、関係機関との調整を行い、災害対応や復旧・復興に向けての取組を推進した。また、輪島市、珠洲市など6市町にも政府職員を派遣したほか、県幹部（知事、副知事等）を交えた定例会議の開催やオンラインで地元首長からの意見を聞き取るなど、連絡調整体制を強化した。
- ・関係府省庁は、人命救助活動、医療活動、インフラ・ライフラインの復旧や災害廃棄物処理等の様々な分野で、例えば、以下のような自治体等に対する支援を実施した。
 - ・土砂崩れ等によって通行不能となった県、市町管理道路に対して、建設業者と連携した道路の緊急復旧（道路啓開）が行われた。
 - ・現地対策本部において関係省庁、関係機関が連携して上下水道に係る全体調整を実施し、被害の大きかった能登半島北部6市町については、TEC-FORCE が派遣されるなど、国、支援自治体、関係機関総動員で上下水道一体となった復旧を支援した。
 - ・甚大な被害を受けた能登地域の港湾の管理者である石川県からの要請を受け、港湾法の規定に基づき、1月2日より国土交通省が能登地域にある6港の管理の一部を担い、施設の点検や利用可否の判断、応急復旧等を実施

した。

- ・通信サービスの復旧に向けて、官民連携により、車載型基地局や船上基地局、ドローン基地局等の設置を進めたほか、市町等に対して衛星携帯電話端末や衛星インターネット機器といった代替通信手段の提供を行った。
- ・被災した農地、用排水施設等の点検と復旧について、MAFF-SAT が土地改良事業団体連合会等の関係団体の協力を得て技術的支援を実施したほか、災害復旧事業の発注に向けて、被害状況の把握、査定前着工や復旧工法に関する技術的助言等の支援を実施した。
- ・発災直後から順次、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームが現地入りし、迅速な災害マネジメント支援を実現したほか、特に被害の大きい市町については総括支援チームと総務省幹部級職員が連携し、災害マネジメント機能を早期に回復させた。
- ・石川県内 14 市町、富山県内 3 市及び新潟県内 1 市に対し、災害対応業務に係るマンパワー支援を行う対口支援チームの派遣が行われ、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援が行われた。
- ・被害の大きかった能登半島北部 6 市町について、災害廃棄物対策の知見を有する環境省職員や他の自治体職員の派遣により、災害廃棄物対策の技術的助言が行われた。
- ・宿泊施設等の地域資源が限定的な過疎地域、かつ、周辺都市からの遠隔地等での発災であったため、宿泊施設等の活動拠点の確保が難航し、庁舎の空きスペースや避難所等で寝泊まりする応援職員が見られた。これに対し、大学校や高校の校舎等や、キャンピングカー等の利用により、応援職員等の宿泊場所等の活動環境の確保が行われた。
- ・県が応援職員・インフラ復旧工事従事者等の宿泊場所を一元的に確保した場合には、県が負担する経費の 8 割について、特別交付税により措置する支援が行われた。

【支援者の活動環境の確保】

特に奥能登地域において、国からの派遣職員や応援組織（TEC-FORCE、MAFF-SAT 等）の職員、他自治体からの応援職員の宿泊施設を確保することが困難であった。このため、遠方に宿泊し、そこから長時間移動しての日々の災害対応、あるいは庁舎の会議室や机、車中での寝泊まり、入浴・洗濯ができないなど、過酷な生活環境となった。また、派遣職員の食料や資機材、装備品等が不十分であった。さらに、インフラ復旧工事従事者やボランティア等の活動拠点の確保について課題が見られたほか、国の庁舎等が老朽化等により拠点機能を十分に果たし得ないと

いう課題も見られた。

これらの課題に対し、隊員が適切な休息をとれるよう、耐寒性能、構造の気密性及び保温性が確保され、高性能エアコンを取り付けられるように改造したエアータントの活用や、被災地内に宿泊場所が少ない中、災害対応従事者等の宿泊場所・生活場所の確保のため、対策本部車・待機支援車やキャンピングカー、トレーラーハウスやムービングハウス等の活用といった事例が見られた。それらの設置スペースとして「防災道の駅」等の活用が行われた。また、防衛省がPFI方式で契約している民間船舶も七尾港に派遣され、災害対応従事者等の休養施設等として活用された。

さらに、国からの応援組織については、過酷な活動環境の中、効率的に業務を遂行できるよう、職員の過大な負担の回避に努めたところではあるが、被災自治体の多様なニーズへのきめ細かな対応や緊急的に必要となった応援要員確保のために関係機関間で多くの調整が必要となった。

災害対策に従事する者が現場において必要な活動ができるようにするため、災害対応に従事する者の健康の確保、被災地における宿泊施設の確保に関する施策等について検討し、必要な制度改正を行う。

<内閣府>

平時から、自治体に対して、受援計画の作成など受援体制の構築を促す。また、災害発生時に、職員の派遣に当たって、被災自治体における派遣職員等の受け入れ体制、環境等を確認するなど、国と被災自治体間の調整方法について整理する。

<内閣府・総務省・消防庁>

過酷な環境下においても、派遣職員等が自活できるよう、寝袋、食料等の資機材や装備品等（季節装備、衛生関係、生活環境など）を確認し、充実させる。また、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路で搬入する場合も想定し、資機材のサイズや運搬方法について検討する。

<内閣府・各省庁>

応援職員等、インフラ復旧工事従事者・家屋解体工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、対策本部車・待機支援車や官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め、検討する。また、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保に加え、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討する。

<内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省・環境省・各省庁>

災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニ

ーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討する。

<内閣府・各省庁>

【リエゾンを活用した情報収集】

発災直後の１月２日に各市町にリエゾンを派遣し、速やかに現地入りすることで、市町職員の懸念、問題意識を共有することができた。

一方で、発災当初、情報収集体制や担当窓口が不明確で混乱が生じたほか、複数の系統で情報が入り、その情報に齟齬が生じた。

各省庁から派遣されたリエゾン間の連携を図るとともに、情報共有のための窓口の明確化や、共通のフォーマットの作成など、効率的な情報共有の方法を検討する。

<内閣府>

【通信の確保】

発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた。一方、衛星インターネットの活用により、通信環境の改善も見られた。

公衆通信網等の通信途絶に備えた通信ネットワークの強化、市町村役場をはじめとする重要拠点の通信確保に必要な携帯電話基地局、光ファイバ等の一層の強靱化、復旧の迅速化に向けて、その方策を検討する。

<総務省・国土交通省>

衛星通信設備、公共安全モバイルシステム等の導入・活用及び速やかに使用できるように平時からの訓練等について検討する。

<内閣府・総務省・国土交通省・各省庁>

【罹災証明の発行支援】

対口支援チームの派遣により最大時約 1,260 名が、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援した。

また、罹災証明書が迅速に交付されるよう、航空写真の活用、地域一括での「全壊」判定、デジタル技術を活用したリモート判定等の積極的な活用を自治体に促し、ドローンを活用した被害認定調査や、リモートで被害判定を行うといった被害認定調査の迅速化の取組が行われた。

DX 等の活用など被害認定調査の迅速化・簡素化の取組を更に進めるほか、日

本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討する。

<内閣府>

【被災自治体の災害対応の見える化】

被災自治体においては、発災以降、災害対策本部の設置、被害情報の収集・伝達、応援の受入れ、救助・救急活動、避難所開設、要配慮者への対応、物資支援、インフラ・ライフラインの復旧、応急危険度判定、被害認定調査、仮設住宅の建設、生活再建支援、廃棄物処理、公費解体等、フェーズ毎に次々と生じる多岐にわたる業務を適切に処理していく必要があり、あらかじめ見通しをもって今後必要となる災害対応業務の準備をできるようにしておくことが求められた。

自治体に対応状況をチェックしながら災害を進めることができるようにするなど、災害対応の効率化・円滑化を図るため、発災後の各フェーズに応じて必要となる様々な災害対応業務について、ポイントや留意事項などを整理した災害対応の手引きを作成する。

<内閣府>

(3) 避難所運営

今般の災害は、厳冬期に、高齢化の割合が極めて高い地域で発生し、発災当初、過密な状態で避難所生活を送ることを余儀なくされた、指定避難所以外の場所に自主避難所が多く設置され状況の把握に困難があったといった課題が見られた。

また、環境の整ったホテル・旅館等を活用した2次避難や要配慮者への福祉的支援を実施したほか、断水が長期化する中で、トイレトレーラー等を利用したトイレ環境の確保や水循環型のシャワー等を活用した入浴機会の確保など、今後の災害対応においても有効に機能すると考えられる設備や技術を利活用した支援の取組がなされた。

避難所運営について、今回明らかになった課題への対処方法や有効性が確認された技術等の活用方策について検討し、今後の災害に備え、必要な対策を講じていく。

①開設・運営

[政府等の対応の概要]

- ・ 1次避難所の避難者数は、発災直後の1月2日に最大の40,688人に達した。指定避難所以外に、いわゆる自主避難所が多く開設された。
- ・ 石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、対口支援チームの派遣が行われ、避難所の運営等の災害対応業務の支援が行われた。(再掲)

- ・避難所の状況把握については、自治体の防災部局が県を通じて内閣府に報告しているもののほかに、保健師等が巡回し、衛生環境等を評価した情報を記録・管理する D24H、自衛隊が避難所等で把握した被災者の要望等を石川県のデータ共有アプリに記録したものなど、複数の情報管理・共有ツールを活用して行われた。また、交通系 IC カードを活用して被災者の所在や避難所の利用状況等の把握が行われた事例も見られた。
- ・自主避難所に対しても、電話や聞き取り、自治体が導入しているアンケートフォーム等を活用した状況把握が行われた。
- ・避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師等が先行して訪問を行い、状況の把握を行った。また、石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、状況の把握に努めた。得られた情報については、住民票のある自治体に共有された。
- ・在宅の高齢者、障害者等について、厚生労働省の被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員や相談支援専門員、NPO 等による個別訪問や必要な福祉サービスへのつなぎを実施した。
- ・男女共同参画の視点から、被災自治体に対し、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取組を進めるよう通知を発出したほか、避難所に支援に入る国、県・市町、自衛隊、警察、民間団体に女性の視点からの「避難所チェックシート」の周知・活用を依頼した。
- ・防犯ブザーをプッシュ型支援として 4,200 個市町に配布するなど、避難所における性暴力・DV 被害防止のための取組を実施した。
- ・特別行政相談については、被災者の困りごとの解決につなげるため、自治体等と連携して、罹災証明や住家の修理など生活支援情報をまとめたガイドブックを避難所等に配布、「災害専用フリーダイヤル」を設置、自治体職員・行政相談委員・行政書士等が相談にワンストップで対応する「特別行政相談所」を開設した。

【避難生活に必要な備蓄】

発災直後に、避難所によっては食料等の物資が不足した事例が見られた。また、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドなど避難所開設時に設置されるべき資材等の展開がなされなかった。

地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める必要があり、各都道府県及び市町村において備蓄拠点を設けるなどの取組がなされている。

特に市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、パーティション、簡易ベッド（段ボールベッド等）、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を十分に備蓄する必要がある。

国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後３日目までに、必要となる物資が被災都道府県に届くよう調整をするものとされており、発災から３日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定している。

市町村において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。また、これらの備蓄は物資調達・輸送調整等支援システムにて管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用して直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整えるよう周知徹底する。

<内閣府・消防庁>

【避難所の開設】

避難所の開設の際に、避難所のレイアウトが定められていない、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが設置されていない、避難所に土足で入るなど感染症対策が十分でない、といった事例が見られた。

特に、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドについては、発災直後から合計で約 3,200 個のパーティション、約 7,000 個の段ボールベッドをプッシュ型で支援したものの、必ずしも活用されなかった事例が見られた。また、サイズや耐久性等、様々なものがあり、現場の判断で使用サイズを選別する事例も見られた。

避難者がそれぞれ避難所内での居場所を定めた後にレイアウト変更することは大きな労力を要することから、避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置など居住環境を確保することが重要であり、これらの物資を指定避難所等において備蓄しておく必要がある。

避難所の開設時に避難者全員にパーティション等が行きわたらない場合においては、まず高齢者・障害者への簡易ベッドの設置や、女性のプライバシーの確保などを優先的に行いつつ、不足する分については、速やかに必要な物資が調達できるようにすることが重要。

また、パーティション、段ボールベッド等について、避難者がその有効性・必要性を理解した上で活用できるようにすることが重要。

以上のような考え方を踏まえ、特に避難所の開設時に対応すべき事項について整理し、指針やガイドラインに反映させる。

(例)

- ・開設当初から可能な限り良好な避難所環境を整備するために、必要な備蓄の考え方
- ・事前に作成した避難所のレイアウトに沿った避難者の誘導
- ・パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドは、避難所の開設時に設置
- ・高齢者・障害者、女性など、あらかじめ優先的に簡易ベッド等を設置する者を検討
- ・様々な種類のパーティションやベッドがあることから、設置の容易さや耐久性などのメリット・デメリットを比較し、タイムラインに応じた活用を検討
- ・医師、保健師等の保健衛生の専門家と連携して、パーティション、段ボールベッド等の有効性・必要性を避難者に周知
- ・感染症防止のため、避難所は土足厳禁 等

また、避難所の開設直後から避難者の居住環境を確保できるよう、これらの物資を備蓄することを自治体に対して促すとともに、発災後に追加で必要となる物資については迅速に調達できるよう、民間事業者（工業会等）との協定締結を促す。設置に当たっては、組み立てに時間と人手を要することから、組立の協力が可能な民間事業者との連携協定を予め締結する等、必要な体制の整備を促す。

避難所の開設に備えた物資、資機材等の自治体の準備状況について、国が確認し公表することを検討する。

<内閣府>

自治体と連携し、段ボールベッドを使用することは、健康の維持にも役立つものであることについて啓発するほか、自治体に対し、段ボールベッドの設置や、実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう等の訓練を行うよう促す。

<内閣府>

災害時用の段ボールベッドに求められる規格や備蓄量、保管方法、設置方法、民間事業者との連携等について検討する。

<内閣府・経済産業省>

【運営体制】

対口支援職員が避難所運営を行い、被災市町の業務負担の軽減が図られたほか、避難者が避難所運営に積極的に参画した事例も見られた。

一方で、指定避難所以外の避難所も多く開設される中、避難所における運営責任者の配置や避難者の役割分担（特定の活動が特定の性別に偏らないことを含む。）、避難者名簿の作成など、運営体制の構築が適切に行われていない事例が見られた。また、断水の長期化等に伴う避難所運営について、手探りとなったほか、女性向け物資の管理や男女共同参画の視点での運営が行き届いていない事例が見られた。

避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、自治体における被災者支援体制の構築や、各避難所における運営体制の構築を図ることが重要である。

避難所における被災者支援の充実を図るため、避難所の責任体制の明確化、ボランティアとの連携強化、状況報告の体制整備、的確なニーズ把握の方法等について検討し、必要な制度改正を行う。

<内閣府>

避難所における体制構築の在り方や避難所の自主的な運営、女性の運営管理への参画促進、女性の多様なニーズに配慮した物資の提供方法といった運営の方策を検討した上で、指針やガイドラインに反映させるとともに、取組指針等の内容について、改めて通知するなど周知徹底を図る。

（例）

- ・ 避難所の開設時に運営責任者を配置し、避難所の状況（避難者数や負傷者の有無、インフラの状況等）について、市町村の災害対策本部等に連絡する体制を構築する。また、市町村は運営責任者の名簿を管理し、必要に応じて連絡が取れる体制を構築する。
- ・ 運営責任者は、事前に作成したレイアウト図に従ったパーティションの設置・避難者の誘導、備蓄品を活用したトイレや食料・水の提供及び追加が必要な場合の災害対策本部への連絡（女性の多様なニーズにも配慮）、避難者名簿の作成等を行う。
- ・ 避難所の運営について、炊き出しや物資の管理、清掃、防火・防犯のための巡回など役割分担を明確化し、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整える。
- ・ 避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）には男女両方を配置する。
- ・ 避難所の運営は、被災者の自立・生活再建という最終目標を視野にいれ、自治体職員や施設管理者から、避難者や地域住民による自主的な運営に移行させる。

<内閣府>

避難所運営をはじめ、あらゆる防災・復興施策に男女共同参画の視点を反映するよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の活用を自治体に促すとともに、指導的立場にある者や防災部局の職員等を対象に研修を実施すること等により周知徹底を図る。

<内閣府>

【避難所数や避難者数、生活環境等の情報の把握・連携】

保健師や自衛隊、NPO など様々な関係者が避難所に出入りして支援活動を行っているところ、それぞれが有している情報を横断的に共有する仕組みの構築に手間取った。

避難者の状況把握や円滑な避難所運営のためマイナンバーカードの活用や、避難者情報の集約等のデジタル化の検討を進める。また、官民の被災者支援システムの更なる普及・連携に向けた方策を検討する。

<内閣府・デジタル庁>

自主避難所を含め、避難所に係る情報を体系的に把握・集約する手法について検討した上で、自治体や各府省庁に周知徹底する。

<内閣府>

【避難所のニーズ把握】

自主避難所が多く開設され、避難者の支援ニーズを把握するまでに時間を要した事例が見られたほか、自治体において、被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。

これに対し、自主避難所にも自治体職員や自衛隊、保健師等が巡回して支援に当たったほか、自治体においてアンケートフォーム等を活用した状況把握が行われた。

避難所における避難者の支援ニーズをきめ細かに把握し共有できる体制や手法について検討した上で、自治体や各府省庁に周知徹底する。また、市町村において、部局横断で被災者支援を行うための体制づくりの方策について検討した上で、適切な体制の構築を促す。

<内閣府>

②生活環境・福祉

〔政府等の対応の概要〕

・インフラ・ライフラインの復旧に時間を要し、断水や避難生活が長期化した。

- ・食事については、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援した。また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われた。
- ・トイレについては、プッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラー、トイレコンテナが被災地で有効に活用された。トイレトレーラーについては、平時から緊急防災・減災事業債等を活用して整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。
- ・入浴機会や洗濯機会の確保のため、自衛隊や温浴施設、訪問入浴事業者等による入浴支援、可搬式浄水施設の設置や、民間団体等による水循環型のシャワーの設置のほか、洗濯キットや下着のプッシュ型支援、ランドリーカーの派遣、洗濯代行サービスによる支援等が行われた。
- ・上記のほか、避難所の環境整備のため、発災直後からパーティション、段ボールベッドをプッシュ型で支援したほか、ストーブ、ジェットヒーター、カイロなどの暖房器具、感染症対策としてマスクや消毒液、ラップ式簡易トイレなどをプッシュ型で支援したほか、感染症患者のための隔離スペースの設置等が行われた。
- ・通信が復旧するまでの間、官民連携により衛星インターネット機器等による通信環境の確保が行われた。
- ・福祉避難所について、平時においてあらかじめ指定又は協定を締結していた施設の開設は、施設の被害や職員等の被災等により一部に留まった。介護職員も被災者であったことから、応援職員の派遣等の取組が行われた。
- ・高齢者の方などの要配慮者、子どもに配慮したスペースの設置が進められるとともに、DWATなどによる福祉的支援が行われた。また、ペットとの避難を希望される被災者への対応として、避難所等でのペットの受け入れ、飼育のための物資支援、飼育スペースの設置が進められた事例が見られた。
- ・上下水道について、被災自治体のニーズに基づき、市役所や避難所などの優先順位を決め、応急復旧支援が実施された。
- ・道路についても、被災地域の水道、電力、通信などの生活インフラの復旧ニーズを踏まえ、道路の緊急復旧箇所の調整などが行われた。

【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】

(食事)

スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物、お汁粉といった温めて食べられるもの、栄養バランスの観点から、野菜ジュース、フルーツ缶詰、栄養補助食品、乳酸菌飲料など、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援

した。また、自衛隊や NPO などによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。

一方で、温かい食事を求める声や単調なメニューの改善を求める声のほか、生鮮食品（生肉、生魚、生野菜）等、消費期限が比較的短く、温度管理を必要とする食品へのニーズが見られたが、腐敗リスクの観点からプッシュ型支援では対応が困難であった。また、電子レンジが使えない被災地の事情を考慮して、パックご飯など供給を一旦見合わせた品目があった。

このほか、多岐にわたる被災者のニーズに対し、一度に全員にいきわたる量を確保できなかったため、被災市町の現地担当者が公平性の観点から物資を配布できず、ニーズに沿った物資が行きわたらなかった事例が見られた。

避難所での食事は、以下のような考え方で準備を進めることが重要である。

✓ 災害発生当初、プッシュ型支援の物資が届くまで（標準では発災後 3 日間を想定）は、備蓄で対応。

✓ 3 日後から、プッシュ型による食料支援。

※避難者の健康のためには栄養バランスの取れた食事が重要であり、メニューの多様化が必要。一方で、賞味期限の短い食料は輸送できないほか、災害発生当初の段階では迅速かつ大量の供給が優先されるといった制約。

✓ 順次、NPO や自衛隊等による炊き出し。

※炊き出しや被災者による自炊等に備え、調理器具等の備蓄が必要。

✓ さらに、キッチンカーを保有する事業者等による炊き出しや、営業再開の状況も踏まえつつ地元業者に弁当等の配食サービスを委託。

プッシュ型支援で調達する品目のバリエーションの更なる充実について検討した上で、マニュアル等に反映する。この際、不足するビタミン、食物繊維を摂取可能で、炭水化物のみに偏らない災害食（レトルト、缶詰等）、取り扱いが容易な食料の調達について検討する。

<内閣府 ・ 農林水産省>

自治体に対し、炊き出しや食品の供給を行う NPO や関係事業者等との協定を締結するなど、災害発生時に速やかに活動できるよう、平時からの連携体制の構築を促す。

また、温かい食事の提供のため、避難所において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料など、調理に必要な設備一式を備蓄することを促す。

<内閣府 ・ 農林水産省>

キッチンカーについて、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討する。

<内閣府・各省庁>

善意の支援物資などで一度に全員にいきわたる量を確保できない場合など、避難所で支援物資を有効に活用できる配布の在り方について検討する。

<内閣府>

(飲料水)

プッシュ型支援により、水 69 万本を支援した。

浄水場が被災したことから水を供給することができなかったため、自衛隊や、日本水道協会の相互支援の枠組みとも連携し、全国より給水車を派遣して応急給水を行った。さらに、応急復旧を終えた港湾において、海上保安庁の巡視船等による給水支援も行われた。

また、河川水等を原水にろ過材、ろ過膜等により長時間安定した飲料水を供給するための可搬式浄水施設を設置したほか、普段は別用途で使用している国土交通省保有の給水機能付き散水車により応急的な給水活動が行われた。一方、国土交通省保有の給水機能付き散水車において、飲用に適合した送水ポンプがなく、受水槽等への給水に時間を要した上、高所への受水槽への給水ができない構造となっていた。

能登半島地震での対応を踏まえ、緊急時において日本水道協会及び各関係機関と給水支援活動の予定・実績を共有し、被災地の給水ニーズや浄水の補給点情報を集約し共有するとともに必要なスペックの給水車確保を含め応急給水支援を行う体制を構築する。また、緊急時において利用可能な可搬式浄水施設・設備の利用による代替性・多重性の確保を推進する。

<国土交通省>

(トイレ)

携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをプッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラー、トイレコンテナが被災地で有効に活用された。

一方で、上下水道が被災した状況において、被災地外からの仮設トイレの搬入が整うまでの期間をつなぐ携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの自治体での備蓄が十分でなかった。また、仮設トイレについては、洋式化アタッチメントや照明（ランタン）をセットで調達し、支援したが、夜間の使用における心理的な不安の声もあった。

災害時には、上下水道の破損や停電など複合的な要因によりトイレが使用できない事態や、道路の被害などにより仮設トイレの搬送に時間を要する事態が生じ得る。災害時のトイレ確保は、以下のような考え方で準備を進めることが重要である。

- ✓災害発生直後は、インフラが復旧していない状況でも使用可能な携帯トイレ・簡易トイレを使用。プッシュ型支援の物資が届くまで（標準では発災後3日間を想定）は、備蓄で対応する必要がある。
- ✓下水道の状態を確認し、マンホールトイレを使用。
- ✓仮設トイレを確保するとともに、し尿処理を実施。
- ✓全国の自治体等からの派遣により清潔なトイレカーを確保。 等

自治体に対し、ライフライン復旧のタイムラインを想定し、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能な携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保のための協定締結などを促す。また、これらを「災害時のトイレ確保・管理計画」として作成するよう促す。

<内閣府>

仮設トイレについては、国の公共工事において、「快適トイレ」を標準化していくとともに、自治体の公共工事も含め活用を促し、災害時に快適トイレの調達が可能になるような環境整備を図る。

また、被災地で有効活用された高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方整備局等の現地活動等のためのトイレカーの導入や道の駅等におけるトイレ機能等を有する高付加価値コンテナの配備・活用の検討を進める。

<国土交通省>

トイレカーやトイレトレーラー、トイレコンテナ等のより快適なトイレについて、能登半島地震での有効性を整理しつつ、自治体等において保有することを促すとともに、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みや、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みづくりなど、全国どこの避難所でも活用できるようにするための方法について検討し、自治体や関係業界との間で整理する。

<内閣府・消防庁・国土交通省・環境省>

災害発生時において、仮設トイレを調達する際にできるだけ快適トイレを被災地で活用できるような仕組みづくりを検討し、平時から関係業界との調整を進める。

<内閣府・経済産業省>

(風呂・洗濯等の生活用水)

特に断水が長期化した場合の風呂、洗濯の想定準備が不十分で、入浴機会や洗濯機会の確保に課題があった。

この課題に対し、自衛隊による入浴支援、断水時でも使用可能な水循環型のシャワーやため池等の水を浄化できる可搬式浄水施設の設置のほか、洗濯キットや下着のプッシュ型支援、ランドリーカーの派遣等が行われた。また、温浴施設や訪問入浴事業者の協力による入浴支援やクリーニング事業者が被災地の避難所を巡回して洗濯代行サービスを提供するといった支援も行われた。

また、給水の観点において、雨水利用施設により、発災翌日からトイレの使用が可能となった事例や、市民等が主体的に所有井戸を開放し、代替水源としての活用が行われた事例が見られた。

自治体に対し、被災時において断水の長期化が生じることも想定し、防災井戸の設置等、災害時においても継続的に取水可能な分散型の生活用水の確保について促す。

<内閣府>

防災井戸については、自治体が作成している防災マップ等に記載し公表するなど、住民への周知を図るよう、自治体を促す。

<内閣府>

緊急時において利用可能な可搬式浄水施設・設備の利用による代替性・多重性の確保を推進する。(再掲)

<国土交通省>

防災井戸等による生活用水の確保とともに、入浴支援を行う NPO や民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所の送迎のためのマイクロバス等の確保、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用の検討など、断水の長期化に対して多様な方法により、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時からの準備を促す。

<内閣府>

災害時に活用可能なランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討する。

<内閣府・各省庁>

断水時に必要な生活環境を確保するため、断水時の生活用水の確保、トイレ、入浴、洗濯などの生活環境を改善するための施策について検討する。

<内閣府>

(通信・放送)

携帯電話サービス等が復旧するまでの代替手段として、政府や電気通信事業者により衛星インターネット機器や無料 Wi-Fi の設置による通信環境の確保が進められ、多くの避難者が安否連絡や支援情報の取得に活用した。他方、アンテナケーブル等の屋内外の配線や電源の確保など、設置者自らが設置や維持・管理を行ったが、迅速な設置、支障発生時の対応という点で課題が見られた。

放送について、中継局の停電やケーブルテレビの断線等により放送が停波するなど、被災者が正確な情報を入手する環境の確保の点で課題が見られた。

本件を契機として、今後の大規模災害発生時における避難所等の通信確保のため、指定避難所等への衛星インターネット機器等の新技術の導入が見込まれるが、技術の進展に応じた新しい通信サービス・機器について、その迅速な立ち上げと継続的な運営を地域が自ら円滑に行えるよう、現在の非常通信協議会（総務省主管）の役割を拡充し、同協議会実施の新しい通信技術に関する訓練（機器の設置、設定維持・管理等）を修了した者や無線従事者免許取得者等、地域ごとに無線技術に知見のある者を中心とする体制整備を行い、発災後に通信設備の被災状況の情報収集や通信環境確保等を迅速かつ継続的に行う取組を検討する。

また、中継局の共同利用を通じて人的リソースを共通化するなど、発災後に放送インフラを安定的・効率的に運用するための体制整備を行う。

<総務省>

【厳冬期の発災への対応】

寒さ対策として、プッシュ型支援により、灯油や暖房器具を支援した。真冬の災害に備えた暖房設備の適切な備蓄が課題である。

避難所は、体育館のように大規模な空間の場合もあれば、公民館のように小さい部屋が複数ある場合もある。厳冬期における避難所の寒さ対策については、様々な設備のメリット・デメリットを比較しつつ、避難所の環境に応じた対策を検討することが必要である。その際、電源の確保の他、換気や乾燥対策も併せて検討することが必要である。

例えば、工事現場で使用するダクトヒーターは、外気を取り入れつつ大規模な空間を暖めることが可能であるが、乾燥対策が必要であることや、音が大きいというデメリットもあるほか、設置には工事が必要となることがあるため、予め事業者と協議しておくことが必要な場合もある。また、石油ストーブは、一般的に流通しており調達が容易であるが、大規模な空間を暖めることは困難であり、換

気が必要というデメリットもある。

どのような季節に災害が起こったとしても、避難所における良好な生活環境が確保できるよう、自治体に対し、避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷暖房設備の整備や備蓄を促すとともに、発災後に追加で必要となる場合に速やかに調達できるよう民間企業等との協定の締結等を促す。

＜内閣府・消防庁・文部科学省＞

【災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用】

被災地におけるトイレ等の衛生環境、医療の提供、支援者の宿泊場所・生活環境等を迅速に確保するため、移動型車両・コンテナ等が効果的に活用された。

※p17（２）自治体支援【支援者の活動環境の確保】にトレーラーハウスやムービングハウス、PFI方式で契約している民間船舶等について記載

※p26（３）避難所運営②生活環境・福祉【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】（食事）にキッチンカー、（トイレ）にトイレカーやトイレトレーラー等、（風呂・洗濯等の生活用水）にランドリーカーについて記載

※p32（３）避難所運営②生活環境・福祉【医療支援・福祉的支援・災害時のリハビリテーションの実施】に医療コンテナについて記載

移動型車両・コンテナ等が被災地における迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討する。

＜内閣府・各省庁＞

【医療支援・福祉的支援・災害時のリハビリテーションの実施】

長期化する避難生活を支えるため、DMATやDHEAT等の派遣による医療・健康支援が行われた。また、DWAT等により福祉介護専門職員等が派遣され、初めて全国規模での本格的な活動が行われた。加えて、医療機関や避難所が大きな被害を受け、応急救護を行うために臨時の救護所が必要となる中、医療コンテナによる迅速な仮設救護所の設置が行われた。

また、生活不活発発病の予防等のため、JRAT等により、リハビリテーション専門職の派遣が本格的に行われた。

一方で、避難者に対する福祉的な支援について初動の遅れがあったほか、福祉的な支援に当たるチームの活動範囲が避難所に限られたなど、課題があった。

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援のあり方など、福祉的支援の強化に向け検討する。また、災害関係制度における「福祉」の位置付けについて検討する。

<内閣府・厚生労働省>

増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討し、必要な制度改正を行う。

<内閣府>

6月1日に施行された「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」に基づき、内閣の船舶活用医療推進本部における整備推進計画案の作成に向けた検討を行うとともに、具体的な活動要領を策定するなど発災時に円滑に運用できるような取組もあわせて進め、船舶を活用した医療提供体制の構築を推進する。

<内閣官房・各府省庁>

【ペット】

発災直後から石川県・関係団体と緊密に連携し、避難所におけるペットの飼育スペース等の確保、一時預かり体制の構築等の対応策を講じた。

一方で、被災者救護・支援のためにペット対応が必要という点について関係者の認識が十分でない等により、避難所等でペットを連れてきた避難者の受入れが断られるなど避難所運営者ごとに対応の相違等が生じた。

平時から自治体によるペット同行避難者の受入れ体制の構築や周知等を図るため、動物愛護管理部局や避難所運営担当部局をはじめとした関係部局同士でのペット同行避難に関する認識の共有や連携を図る。ペット防災関係のガイドライン等を点検するほか、自治体が行う訓練への支援や周知を行う。

<内閣府・環境省>

③ 2次避難

[政府等の対応の概要]

- 被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や、特に高齢者など要配慮者の方について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施し、最大5,275人（2月16日）が2次避難所に避難した。石川県が主導し、首長等から強いメッセージが発信され、2次避難が進められた。2次避難者の移送には、バスのほか、自衛隊航空機も活用された。

- ・ 2次避難先の確保については、1月12日時点で、受入可能な宿泊施設として、2月末までの間で最大、北陸4県で約9,300人分、さらに、隣接する長野県、岐阜県、滋賀県を加えて約13,000人分、さらにこれとは別に、三大都市圏の宿泊施設において約12,000人分の部屋の提供を受け、石川県に情報提供を行った。
- ・ 2次避難者に対しても、被災地の避難所への避難者と同様に、衣・食・住の支援を行った。また、食事提供のないホテルでは弁当などの食事の提供が行われたほか、金沢市内の駐車場を無料で提供するなどの支援を実施した。
- ・ 自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所等からホテル・旅館等の2次避難所等への被災者の移動を支援した。

【2次避難の実施】

2次避難を大規模に実施し、避難所の混雑回避、孤立集落の避難の促進等が図られたほか、延べ11,174人（5月21日時点）が環境の整ったホテル・旅館等で避難生活を送ることができた。2次避難を進めるに当たっては、ホテル・旅館等の2次避難所の利用額の基準を7,000円から10,000円に引き上げたことにより、県内温泉旅館等の確保に向けて、業界の判断を後押ししたと考えられる。また、初期段階には一部で混乱がみられたが、コールセンターを設置するなどマッチングを丁寧に行うことで、2次避難の誘導が進められた。

一方で、当初、避難先のマッチングや輸送手段の確保に混乱が見られたこと等が避難者の不安につながったほか、避難の長期化に伴い、2次避難所の受入施設に延長を要請する等の調整が生じた。また、2次避難先で避難者が孤立がちとなる事例があった、ホテル・旅館などの2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難所では、介護支援専門員等による2次避難所へのマッチング支援を行ったが、1.5次避難所での滞在が長期化した被災者がいた。

また、ホテル・旅館等の2次避難所での2次避難者の受入れについては、観光客の受入れとの両立を図るため、被災者の2次避難に支障が生じないように、北陸応援割も活用して宿泊施設への協力を呼びかけるとともに、石川県では2次避難者の受入れに協力する宿泊施設に対し北陸応援割の予算配分で配慮を行った。2次避難所の提供は、宿泊業界の協力によって実施されたが、被災者にとっても、宿泊事業者にとっても、今後の見通しが持てないといった声があった。

被災者が高齢化する中、災害発生時に、より環境の整ったホテル・旅館等で避難生活を送ることができるよう、以下のような手順で2次避難を進めていく。

✓ 2次避難を行うべき場合やその対象者の整理

- ✓被災者を受け入れ可能な、ホテル・旅館等の確保
- ✓バスなど被災者の移送手段の確保
- ✓2次避難についての被災者の意向の把握
- ✓被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング
- ✓ホテル・旅館等への移送
- ✓2次避難先での継続的な支援

また、広域的な避難が必要となることが想定されることから、都道府県と市町村と連携して取り組むことが重要である。

2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類に応じ、各自治体における、指定避難所の想定収容人数や、ハザードの状況、半島等の地理的特性、高齢化率等を踏まえて検討することが重要であり、国において考え方を整理して自治体に周知する。

<内閣府>

2次避難先として適切なホテル・旅館等を迅速に確保するため、自治体とホテル・旅館等の2次避難先や福祉サービスの提供が必要となる要配慮者の方を受入れられる福祉施設等とが、あらかじめ災害時の連携協定を締結するなど平時から取り組むための方策の検討や、マニュアルの整備、必要な制度改正を行う。

<内閣府・厚生労働省>

2次避難所の提供に協力するホテル・旅館等事業者の事情も考慮し、避難者を観光客と分けて集約するための宿泊施設の確保方策など、2次避難所の提供に協力を得られやすい方策を検討する。

<内閣府・国土交通省>

2次避難を行う場合の手順として、避難者への周知の方法、避難者と2次避難先とのマッチングの方法、1.5次避難所を設置する場合はその場所及び運営方法、2次避難先までの輸送の方法等についてあらかじめ検討するとともに、事業者との協議を行うよう促す。

<内閣府・国土交通省>

1次避難所、1.5次避難所、2次避難所など、収容施設の種類やその場所が異なることによって支援の濃淡や漏れが生じないように、関係者の情報共有と連携を強化する。

<内閣府>

1.5次避難所における支援体制の構築、生活環境の整備等に平時から取り組むための方策や、マニュアルの整備等について検討する。

<内閣府・厚生労働省>

【広域避難における情報の連携】

2次避難後の生活再建に向け、みなし仮設・応急仮設住宅への移転等、被災地の復旧状況や各種支援策等に関し、説明会、あるいはWEBや郵送により2次避難者の方へ情報提供を実施した。

一方で、広域避難を行った被災者の居所の把握が困難な場合があった。広域避難者への支援情報の提供や自治体間の情報連携に課題があった。

広域で避難した方の居所等の把握・支援のための自治体間の情報連携の方策等について検討する。

<内閣府>

(4) 物資調達・輸送

災害時の応急物資支援は、自治体の備蓄で賄いきれず、国に支援の要請をするいとまがないと認められる場合に、国が必要な物資をプッシュ型で支援することとされている。今般の災害では、発災当日にプッシュ型支援を開始し、翌日には石川県の広域物資輸送拠点に第一便が到着、着実に物資の支援が行われ、最終的には、期間としては熊本地震の3倍、量としても金額規模で同2倍という史上最大規模のプッシュ型支援となった。一方で、初動期においては、ラストワンマイルまで被災者が望む物資が迅速に届かないといった声もあった。初めて物資調達・輸送調整等支援システムを本格的に活用した物資支援がなされたことも含め、今般の物資支援の対応を振り返り、今後の対応を更に強化していく。

①物資調達

[政府等の対応の概要]

- ・発災当日の1月1日からプッシュ型支援に向けて、関係府省庁及び業界団体と連携を図り、被災者の命と生活環境に不可欠である必需品の調達を実施し、翌2日に食料支援の第一弾として、パン36,000個が広域物資輸送拠点である石川県産業展示館に到着。同日中に被災地へ向けて搬送を開始し、1月3日1時に穴水町、未明に輪島市、当日中に能登町、珠洲市へ到着した。
- ・当初は基本8品目の物資や寒さ対策品を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品を調達したが、時間の経過とともに、被災者等の要望を踏まえ、バリエーションに富んだ食料、下着類や簡易洗濯キット、洗濯機・乾燥機など、きめ細かなニーズへの物資調達へと切り替わった。(計108種類の細品目を支援)。
- ・能登半島地震ではプッシュ型支援を計82日間実施した。
- ・物資支援の一環として、各省庁の備蓄品を活用し、被災自治体へ迅速に提供が

行われた。

【避難生活に必要な備蓄】（再掲）

※p21（3）避難所運営①開設・運営【避難生活に必要な備蓄】に記載

【食料】（再掲）

※p26（3）避難所運営②生活環境・福祉【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】（食事）に記載

【トイレ】（再掲）

※p28（3）避難所運営②生活環境・福祉【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】（トイレ）に記載

【リース等の活用】

ジェットヒーター、洗濯機、貯水タンク、空気清浄機、ラップ式簡易トイレ、冷蔵庫といった耐久財についても、被災地のニーズを踏まえ、迅速に確保した。

一方で、迅速に物資を確保するために購入で対応した耐久財について、避難所の縮小等に伴い、その後の使途が課題となった。

災害時に速やかに耐久財等の調達が可能となるような調達方法の考え方について、リースの活用を含め整理する。
<内閣府>

【医薬品等の供給】

発災直後から、厚生労働省、石川県庁、現地の医薬品卸売業者間の連携により、必要な医薬品等の供給を開始し、現地の医療機関等から石川県庁等へ供給要請を受けた医薬品等については、基本的に翌日に現地に届ける体制を整備した。

また、モバイルファーマシー⁷の活用により、避難所等において、医師等が発行した災害処方箋に基づき、速やかに薬剤師が調剤、患者に薬剤提供や服薬指導等を実施した。

一方で、一般用医薬品等の供給については、医薬品の供給後の管理や使用に当たっての相談応需体制を併せて整えるため、被災県への輸送手段を独自に確保する必要があった。また、供給後も避難所の環境に応じた管理が必要であった。

⁷ 調剤棚、分包機などの調剤を行うための設備と、発電機、給水タンクなどの設備を備え、被災地で自立的に活動できる車両

被災者が必要な医薬品を適切に使用できるよう、医薬品ニーズの把握や被災地における薬局の稼働状況などを迅速に把握し、医薬品の供給方針等を決定できるよう体制を構築する。また、医薬品の輸送手段や避難所での管理方法について、関係団体等と事前に調整を進める。

<厚生労働省>

【民間団体等による物資支援】

プッシュ型支援の調達以外にも、全国知事会や民間企業から、飲食料品、生活用品、衣類、段ボールベッド、テント、ブルーシート等が無償で支援された。また、民間団体や他自治体等から、ムービングハウス、トイレトレーラー、コンテナ型ランドリー、水循環型シャワー、高機能な簡易トイレ等について支援された。

こうした支援は、各支援者が平時からそれぞれ確保していた物資を、発災後に支援者からの申し出を受け、被災地における受け入れ調整が行われた後に実施された。

一方で、民間団体や他自治体等から支援されたムービングハウス、トイレトレーラー、水循環型シャワー、高機能な簡易トイレ等について、運用する人員や運用方法等が課題となった。

平時から自治体や民間事業者において、こうした資機材をあらかじめ登録する等、配備・利活用を促すための仕組み、有事に迅速に提供できる仕組み、事業者からリース契約で配備できるような仕組み等について検討する。

<内閣府>

【個人等の支援物資の受け入れ】

自治体、企業、個人からの支援物資で、事前に連絡がないなど十分な調整なく物資拠点に搬入されたため、受け取り調整等に混乱が生じた事例が見られた。このほか、多品目の物資が少量ずつ一つに梱包されて物資拠点に届く等、配布に適さない形で送られてくる事例も見られた。

個人等からの善意を被災地支援の妨げにならず効果的に活かせる手段・対応の在り方について検討する。

<内閣府>

【支払いの円滑化】

支払い手続について、従来のプッシュ型支援では支援終了後に行っていた一方

で、今回は支援の長期化を踏まえ、支援が継続している中で手続を行ったものの、当初、一部事業者から早期の支払を求める声があった。

早期の請求受付（概ね発災後 1 ～ 2 週間）、迅速な手続処理など、支払手続の迅速化について、関係省庁と検討して見直す。

<内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省>

②輸送

[政府等の対応の概要]

- ・ 陸海空のあらゆる手段を使用して被災地へ迅速な輸送を行った。
- ・ 初動では道路が寸断されていたり、渋滞が発生したりしたことにより、被災地への到着に時間を要したが、その後、交通規制が行われたほか、被災地域に向かう一般車両の利用自粛に係る広報啓発が行われた。孤立集落や悪路による渋滞を避けるため、自衛隊のヘリや艦船等による輸送も行われた。
- ・ 能登地域における道路啓開計画は策定されていなかったが、発災後直ちに石川県や建設業団体等と連携し、24 時間体制で道路の緊急復旧を行い、発災後約 1 週間後には半島内の主要な幹線道路の約 8 割、約 2 週間後には約 9 割の緊急復旧を完了した。

【被災状況下における限られたアクセスルートでの輸送】

孤立集落への輸送や悪路による渋滞を避けるため、ヘリによる輸送も行われたが、一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。この課題に対し、孤立集落への物資輸送にドローンが試験的に活用され、徒歩で往復約 1 時間かかる危険な道を移動する必要がなくなるとともに、安全かつ短時間で物資を輸送した事例が見られた。

また、発災当初は物資拠点から各避難所への輸送を市町の職員が自ら輸送した場合もあり、多くの労力が必要となった。被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であったことから、自衛隊による輸送支援が行われたほか、民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に避難所まで支援物資が届けられた。従来、県や市町が行ってきた広域物資輸送拠点から先の輸送についても、被災者まで迅速に物資を届けるため、プッシュ型支援の一環として国が役割を担った。

陸路が断絶した場合も想定し、陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備について検討する。

<内閣府・警察庁・消防庁・国土交通省・防衛省>

能登半島地震の対応で把握した課題を検証した上で、道路啓開計画に反映させるとともに、道路啓開計画の未策定地域において速やかに道路啓開計画を策定する。

<国土交通省>

スムーズな民間委託を図るため、未だ災害連携協定の締結を行っていない市町村に対し、自治体の役割となっている物資拠点での物資の受入、搬送計画の策定、搬送等の業務の委託に関する物流事業者との災害連携協定の締結を促す。また、必要に応じて市町村へ都道府県、国が手続的なサポートをしつつ、初動期には物流事業者が被災している状況も想定し、災害連携協定の締結の有無に関わらず物流事業者とのオペレーション契約を促すなど、災害時における都道府県、市町村の輸送関連業務の役割分担や国によるサポートの明確化、ドローンの活用等について検討する。

<内閣府・国土交通省>

【輸送状況の把握】

当初、物資の内容、輸送手段、到着時間等の情報が整理できておらず、混乱が生じた事例が見られた。また、物資が夜間に到着し、避難所の担当が混乱した事例が見られた。

輸送管理についても、物資調達・輸送調整等支援システムを適切に活用すべく周知するとともに、防災訓練等を活用して操作方法等の習熟を促す。

<内閣府>

③物資拠点の運営

[政府等の対応の概要]

- ・プッシュ型支援物資の受け入れ拠点として、石川県産業展示館4号館（のちに3号館も）を広域物資輸送拠点に決定した。
- ・発災当初は県職員約20名で対応しており混乱していたが、1月2日以降、自衛隊が拠点管理を支援し、仕分け作業を行った。
- ・発災直後は搬入車両が渋滞を起こし、搬入出に時間を要したが、1月9日から民間物流事業者からのマネジメント支援を受け、円滑に行われた。
- ・市町の物資拠点は主に体育館が選定されているが、ハンドフォークやパレットなどの機材がなく、搬出入に時間を要した。
- ・被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であったことから、自衛隊による支援のほか、民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に避難所まで支援物資が届けられた。

【設備・資機材】

広域物資輸送拠点として活用された石川県産業展示館は、大型車両の施設内進入及び物資の積下ろしが全て屋内で対応でき、物資拠点として適した施設であったため、フォークリフトを使った円滑な物資オペレーションが行われた。

一方、広域物資輸送拠点の運営が円滑になされるまでに時間を要したほか、運ばれてくる物資がパレット積みでないものがあり、人力による荷下ろしで混乱を生じたほか、レイアウト変更に多くの労力を要した。また、荷揚げ・荷下ろしについて、物流業者への業務委託が整うまでは、フォークリフトがない、操作できる人員がいらないなどの課題が見られた。このほか、レンタルパレットの行先の特定に多くの労力が割かれた。

都道府県における広域物資輸送拠点の選定や運営方法について、改めて周知を図る。また、都道府県及び市町村が早急に資機材（フォークリフト、ハンドフォーク、パレット等）やその操作及び運営に必要な人員を確保する等、大量の物資が流通する広域物資輸送拠点において効率的な荷捌きができるよう、国は都道府県や市町村に対し物流事業者等との連携を促すなど、平時からの備えについて検討する。また、国は物資調達事業者や運送事業者が使用するパレットの取り扱いのルール化について検討する。

<内閣府・農林水産省・経済産業省・国土交通省>

④体制・システム等

[政府等の対応の概要]

・発災当初はアナログな情報共有を行っていたが、1月5日以降は県が物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、非常災害対策本部の物資調達・輸送班と情報を共有し、市町のニーズ把握や物資拠点の在庫管理手段として使用された。なお、プッシュ型支援の終了後も、継続的に本システムが活用されている。

【システムを活用した物資支援】

当初、県、市町に物資調達・輸送調整等支援システムの存在が認知されておらず、物資拠点において、手書きの紙を写真に撮り、メールで共有するなどアナログな方式での運営がなされ、ニーズ把握に混乱が見られた。

その後、物資調達・輸送調整等支援システムが、非常災害対策本部の物資調達・輸送班との情報共有や、市町のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用され、円滑な調達につながった。

一方で、避難所単位での物資ニーズの把握には、物資調達・輸送調整等支援シ

システムが活用されず、独自のアプリや聞き取りでのニーズ集約がなされた。

物資調達・輸送調整等支援システムについて、訓練等を活用して操作方法等の習熟を促す。また、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力が煩雑、登録作業に時間を要する等の課題については、今後、次期物資調達・輸送調整等支援システムの開発時に検討し、改善を図る。

<内閣府>

【プッシュ型支援からプル型支援への移行】

インフラ復旧に時間を要し、プッシュ型支援が長期化する一方で、地域の小売店等が営業を再開する中、プッシュ型（予備費による国の物資調達）から地元調達にもつながるプル型（災害救助法に基づき自治体が独自調達、調達先の確保等を国が支援）への移行のタイミングの判断が難しかった。

被災都道府県主体による調達へ適切なタイミングで移行する方策について整理し、関係者と共有する。

<内閣府>

（５）横断的事項等

今般の地震では、政府において、非常災害対策本部及び現地対策本部の設置、被災市町へのリエゾン派遣によるきめ細かな被災地対応、被災者生活・生業再建支援チームによる支援施策の迅速な立案、復旧・復興支援本部による強力な支援施策推進体制の確立など、災害応急対策から復旧・復興段階に入っていくまでの間、順次必要な体制を整え、災害対応を進めていった。一方、平時からの連携強化等、事前に準備を整えておくことでさらに円滑に対応できるようにしていくことも必要である。

また、今般の地震をはじめ近年の災害では、政府・地方公共団体等の公的主体のみならず、事業者、NPO等の民間主体が災害対応に大きな役割を果たしており、そうした主体間の連携等により、より幅広い災害対応体制を確立していく必要がある。

【非常災害対策本部、被災者生活・生業再建支援チーム、復旧・復興支援本部】

発災当日、政府に非常災害対策本部が設置され、被災情報の収集・分析、これに基づく災害応急対策の調整、実施等が進められる一方、被災規模の甚大さに鑑み、翌１月２日には、被災地の今後を見据え、被災者の生活や生業の再建に向けた政府を挙げての支援策が必要との判断の下、被災者生活・生業再建支援チームが設置され、政府の支援策の検討が開始された。このため、半島特性等の制約に

よりインフラ・ライフラインの復旧に時間を要する中で、災害応急対策の実施と、復旧・復興や生活・生業再建への支援策の検討を並行して進めることとなった。双方に関わって政府内を高度かつ総合的に調整していくため、国土交通審議官を内閣官房・内閣府に併任し、その一翼を担わせることで、円滑な業務実施を図った。

1月25日に、被災者の生活と生業の支援のためのパッケージが非常災害対策本部において決定された後、今般の災害では、災害の規模等に鑑み、総理を本部長とする閣僚級の復旧・復興支援本部が設置され、同本部により政府が一体となってパッケージに基づく各支援策を推進することとされた。このように、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援の施策立案・実施の業務は、並行・連続していることから、事務レベルにおいてこうした災害対応の全体の流れを俯瞰し高度・総合的な調整を円滑に進めていくことが非常に重要であった。

今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援まで、政府一体となった一連の取組を高度・総合的に調整し、円滑に業務を進めるための体制について検討する。

<内閣官房・内閣府>

【現地対策本部】

発災当日に石川県庁に内閣府副大臣を本部長とする現地対策本部を立ち上げ、各府省とも審議官級の職員が派遣され、被災地の状況を踏まえた大局的かつ迅速な判断のもと、災害応急対策を行った。また、現地対策本部は、最大時約300名の構成員で組織され、インフラ、物資、生活等支援、なりわい再建と機能別に4つのチームが編成され、政府一体となった省庁横断的な対応を行った。

一方で、現地対策本部員については、急遽、各府省庁から参集したため、お互いに顔の見える関係となっておらず、発災当初、初動対応に必要なチームづくりなど本部内体制のより速やかな構築や、フェーズや業務内容の変化を踏まえた柔軟な人員配置への見直しが難しかった。

また、派遣者の中には、突然の派遣かつ事前の現地情報が分からない状況での派遣となり、荷物の準備や業務内容の把握が十分にできなかったとの声があった。一方で、能登地方の出身者など地域に精通した職員も派遣されており、これは復旧復興を進める上で効果的だったとの声もあった。

初動期に起こりうる事態をあらかじめ想定し、必要な対応について整理した上で、マニュアルに反映させるとともに、その内容について、定期的な訓練や勉強会等を通して更なる職員の習熟を図る。現地対策本部要員の予定者について、出

身地域等も踏まえ適切にリスト化するとともに、防災部局の職員だけでなく、現地派遣の可能性がある者も参画した上で定期的な訓練や勉強会等を実施することにより、現地対策本部要員相互で、平時から顔の見える関係を築いておく。

<内閣府・各省庁>

県庁から現地対策本部に必要な執務スペースの提供を受け業務を実施できたほか、受援側の関係部署と近接した執務スペースが確保されることで、県の災害対策本部との連携が図られた。

一方で、度重なるレイアウト変更や増援等による執務スペースの狭隘さ（インフルエンザ等の感染症対策の観点からも問題。）、ＰＣ等のネットワーク環境が課題となった。また、現地対策本部から見て、県側の業務内容や指揮命令系統の把握が困難で、情報や作業依頼の錯綜等が生じた。

都道府県は、受援計画の作成を通じて、庁内全体の受援担当者や受援対象業務ごとの受援担当者を選定するとともに、応援職員の執務スペースをあらかじめ確保するなど、受援体制を構築する必要がある。また、都道府県庁が機能不全となる等、より過酷な災害も想定して、国による都道府県の災害対応業務の支援について検討し、必要な災害対応業務が適切に行われるよう、関連マニュアルの整備等を行う。

<内閣府・総務省・消防庁>

現地対策本部の業務が円滑に行えるようＰＣ等のネットワーク環境の整備について検討する。

<内閣府・デジタル庁>

【公費解体制度の申請受付】

罹災証明書の交付は１月から行われたが、公費による家屋の解体工事の申請受付の開始は各市町において２月から４月までの間となった。申請の円滑化の観点から、罹災証明書の交付から公費解体申請までの連結に課題があった。

また、公費解体の申請において、自治体側が把握している罹災証明等の情報について提出不要とするなどの連携した対応が行われた例もあった。

市町村の環境部局において、発災後できるだけ早期の公費解体に関する相談や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制構築等に関する検討を行う。さらに、被災者の負担軽減の観点から、申請書類の簡素化等の取組を他の市町村にも周知し、横展開を図る。

<環境省>

【道の駅の防災機能強化】

「防災道の駅」をはじめとし、広域的な防災拠点として有効に機能を発揮した「道の駅」もあった一方で、事前の対策の不足や、被災の程度が大きかったことにより、十分な防災機能を発揮できなかった道の駅も多くあった。

災害時において、発災直後から電気や水、通信の利用が可能となる環境を備えておくことが重要である。

「道の駅」において、発災直後から機動的な対応が可能となるように、非常用電源、太陽光発電、蓄電設備、雨水貯留設備、地下水活用設備、災害時も繋がる通信環境などを整備し、防災機能の強化を図る。

また、半島部のような地形的制約がある地域や直轄国道がない地域へ迅速な支援が実施できるように、災害時における「道の駅」の有効活用に必要な仕組みについて検討する。

<国土交通省>

【専門ボランティア等との連携】

専門的な知識をもつNPO等が、避難所での炊き出しや運営支援を実施したほか、こうしたNPOの活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織であるJVODが、発災直後から石川県庁で支援した。また、NPOの知見を活かし、セントラルキッチン方式で食事の提供を行うといった工夫が見られた。災害対応に慣れていない自治体にかわり経験豊富な専門ボランティア団体が実質的に被災者支援等の公助を担っている実態を踏まえ、国は、専門ボランティア団体に対し、炊き出し用の食材や支援活動に必要な燃料の調達などの支援を行った。

一方で、自治体に対しては、NPO等が持つ避難所運営の知見を活用するよう促したが、実際に連携が進んだ自治体は一部に限られた。また、当初は、道路事情等により一般ボランティアの受け入れに制限を設けざるを得なかったが、石川県の特設サイトにおいて、能登地域でのボランティア活動の希望者を予め登録することにより、順次、一般ボランティアが被災地入りして被災者支援が行われた。

自治体とNPO、ボランティア等との連携体制を構築する方策について検討する。また、専門ボランティア団体が公助を担っている実態も踏まえ、専門ボランティア団体及び中間支援組織の制度的位置付けや支援方策について検討し、必要な制度改正を行う。

<内閣府>

【インターネット上の偽・誤情報への対応】

発災直後から、インターネット上での円滑な救命・救助活動や復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報の流通・拡散が問題となった。

インターネット上の偽・誤情報対策について、有識者会議の取りまとめを踏まえ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保、ファクトチェックの推進、リテラシーの向上、技術・研究開発の推進、デジタル広告に関する課題への対応、国際的な連携強化など、総合的な対策を進める。

＜総務省＞

5. 災害対応の更なる強化に向けて

令和6年能登半島地震では、能登半島の北側、北東から南西にのびる断層がおおよそ150kmの広範囲でずれ動いたと考えられており、激しい“揺れ”により多くの家屋が倒壊し、多数の人命が失われた。また、地震により多数の“火災”が発生し、特に輪島市の朝市通りでは、断水で消火栓、地盤隆起の影響で川の水も十分に使用できない悪条件の中、懸命な消火活動が行われたものの約240棟が焼失する大きな被害となった。一方、地震の直後に“津波”が発生し、珠洲市には約1分以内、七尾市には約2分以内で沿岸に到達するなど津波による浸水は約190haに及び、多くの家屋が被害を受けたものの、住民同士の助け合いによる高台への避難により、多くの命が守られた。

地震は、いつ起こるかわからない災害であり、命を守るためには、日頃から防災知識を身につけ備えをしておくこと、そして、地震発生時には防災情報をキャッチして迅速に避難することが重要であり、痛ましい大災害の中であって、今回の地震で能登の人々が示した津波からの避難行動は、全国で災害への備えに取り組む多くの地域の方々にとって勇気づけられるものであった。

世界の地震の約2割が発生する地震多発国日本では、これまでも多くの地震災害に見舞われてきたが、その都度、力強く復興するとともに、災害から得られた経験や教訓をもとに、災害への備え、災害対応を強化してきた。今回の能登半島地震においても、引き続き、被災地の復旧・復興に国・県・市町が緊密に連携して全力で取り組んでいくとともに、今回の地震の経験・教訓を活かし、今後の災害対応について不断の見直しを図っていくことが、災害対応に携わる者の使命であり責務である。

令和6年能登半島地震に係る検証チームによる本点検作業は、自治体支援、避難所運営及び物資調達・輸送の3分野を中心に、発災から間もない時期に行うものであるため、国の職員側の視点のみから行った。

本自主点検レポートも踏まえ、今後、中央防災会議防災対策実行会議の下にWGを設置し、令和6年能登半島地震における応急対策・生活支援対策全般について検討を行い、今後の我が国の地震災害への対策に生かしていく。具体的には、WGにおいて、本レポートで継続的な検討が必要とされた課題について、関係自治体、関係団体、外部有識者等の参画を得て更に検討を深めるほか、被災状況等の把握や建物被害、ライフライン・インフラの復旧、住まいの確保、生業の再建、がれきへの対応等のほか、支援者への支援等の分野横断的な対応についても検討する。

また、本検証チームやWGにおいて制度的な対応が必要とされた課題に対しては、見直しの方向性に沿って、必要な法改正も念頭に速やかに具体化していく。

さらに、今後30年以内に発生する確率が70～80%とされる南海トラフ地震や、首都中枢機能への甚大な影響が懸念される首都直下地震など、近い将来に発生が想定さ

れる広域的で大規模な地震への備えも緊急の課題であり、今後、中央防災会議のもとに設置された南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ及び首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、本検証チームやWGで検討された能登半島地震からの経験や教訓も踏まえ、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る基本計画の見直しに向けた検討を進めていく。

(参考) 令和6年能登半島地震に係る検証チーム 開催経緯

第1回(令和6年3月12日)

○今後の進め方等について

第2回(令和6年3月28日)

○自治体支援について

第3回(令和6年4月15日)

○避難所運営について

第4回(令和6年5月13日)

○物資調達・輸送、新技術等について

第5回(令和6年6月7日)

○最終とりまとめについて